

継続申請手続きの方法について(ご案内)

●次の(1)～(6)の書類をそれぞれ2通ずつ(正本・副本)ご提出くださいますようお願いいたします。
(副本用はコピーでも構いません)

●(1)の継続許可申請書、(2)、(3)の様式を同封いたしますので、必要に応じてご活用ください。

●(1)の別紙、及び(4)の様式は東京都のホームページからダウンロードできます。

URL: http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/koukoku/kou_shosiki.htm

(1)継続許可申請書 及び別紙

*申請書は「葛飾区長」あてにしてください。また、根拠条文欄には「第27条2項」と記載してください。

*令和3年4月1日から申請書に押印が不要になりました。

(2)屋外広告物のカラー写真(パソコンで出力したものでも可)

*3ヶ月以内に撮影のものに限ります。また、必ず撮影日をご記入ください。

*屋外広告物と建物全景との関係(全景から見てどの場所に設置表示されているのか)が、わかるようにお願いいたします。

*写真撮影された屋外広告物(広告旗・広告幕を含む)と継続申請される広告物とをご確認のうえ、まだ申請されていない広告物(広告旗・広告幕を含む)がありましたら、申請をお願いいたします。

(3)設置場所付近の案内図(付近の目標物をご記入ください。)

(4)自己点検報告書 (広告塔・広告板・アーチ・装飾街路灯申請の場合は必要になります。)

(5)承諾書・委任状 (該当する場合は、必ずご提出をお願いいたします。押印必要。)

(6)屋外広告物管理者の免許証の写し(高さ4mまたは面積が10㎡を超える場合)

≪屋外広告物管理者の資格要件(以下のいずれか)≫

建築士・電気工事士(通称)ネオン工事資格者・電気主任技術者・屋外広告士

(7)手数料のご納付

審査後、屋外広告物許可申請手数料の納付書をお送りいたしますのでお支払いください。

ご納付確認後、許可証を交付します。(ご納付の確認まで10日ほどかかる場合がございます。)

(8)その他

※許可書及び納付書の郵送をご希望の場合は恐れ入りますが、郵送用切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。

郵送用切手は、納付書用84円分、許可書用は各書類(許可書(A4用紙2枚分)・継続許可申請書(副本)・シール等)の重さの合計に対して、必要な金額の切手をご用意ください。(下記表参照のこと)

	定型	定型外
25gまで	84円	120円
50gまで	94円	
100gまで	140円	
150gまで	210円	
250gまで	250円	

※屋外広告物を除却した場合は除却届けが必要です。(除却後のカラー写真を添付してください。)

※東京都屋外広告物条例が改正され、東京都の区域内において屋外広告業を営もうとする方は、

平成17年10月より屋外広告業の登録が必要となっております。

まだ登録をお済ませでない方は東京都に申請をお願いいたします。

※PM0:00～PM1:00はお昼休みになります。ご理解とご協力をお願いします。

≪受付窓口≫ 〒124-8555 東京都葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区都市整備部道路管理課占用監察係
(区役所3階303番窓口)
電話 03-3695-1111
内線2513
03-5654-8379(直通)